**公衆浴場基準一覧（福井県公衆浴場基準条例）**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第４条　第１号（換気、採光、照明、保温、清潔、入浴者の衛生基準） | 普通  ４条 | 個室  ５－１ | サウナ  ５－２ | 家族  ５－３ | 休養  ５－４ | その他  ５－５ |
| イ　脱衣室および浴室に直接外気に面した開閉の窓の設置（適当な換気装置がある場合を除く） |  |  |  |  |  |  |
| ロ　採光または照明（床面）  　　脱衣室、浴室、便所　　　１５０ルクス以上  　　下足場　　　　　　　　　３００ルクス以上  　　廊下　　　　　　　　　　　７５ルクス以上 |  |  |  |  |  |  |
| ハ　浴槽水（副浴槽内の浴槽水を除く）　適温保持 |  |  | － |  |  |  |
| ニ　脱衣室、浴室、便所、その他入浴者が直接利用する場所（休息室を含む）の清潔保持（月1回以上の消毒）  　　脱衣室には、畳、むしろその他これに類する敷物を敷かない |  |  |  |  |  |  |
| ホ　下足場、脱衣室の保管設備の設置 |  |  |  |  |  |  |
| ヘ　営業中は、監視人を置く |  | － |  | － |  |  |
| ト　脱衣室と浴室との通路を透明なガラス戸等で仕切る |  | － |  | － |  |  |
| チ　脱衣室は男女別、それぞれ１２．５ｍ２以上 |  | － | － | － | － | － |
| リ　洗い場は男女別、それぞれ１２．５ｍ２以上 |  | － | － | － |  | － |
| ヌ　洗い場の床、浴槽、浴室の内壁で床面から１メートルまでの部分、排水溝、下水溝および下水だめは耐水性材料であること |  |  |  |  |  |  |
| ル　浴室は、水滴の落下を防ぐ構造とし、または設備を設けること。 |  |  |  |  |  |  |
| ヲ　洗い場には傾斜をつける。汚水が屋外の下水溝または下水だめに流出する構造にし、ふたをすること。 |  |  |  |  |  |  |
| ワ　浴室にコツクまたはシヤワーの設置、湯および水の供給確保 |  |  |  |  |  |  |
| カ　脱衣室または浴室内に１か所以上飲料水供給施設の設置とその表示 |  |  |  |  |  |  |
| ヨ　浴槽の基準（副浴槽を除く）  　・深さ　　　　　　０．６ｍ以上  ・露出部の高さ　洗い場の床面から０．３ｍ以上  （洗い場および浴槽からあふれ出た水が浴槽内に流入しない措置が講じられている場合は不用）  　・面積　３．３ｍ２以上 |  | － | － | － |  | － |
| タ　洗い場の給水栓の中心点の間隔　０．７ｍ以上 |  |  |  | － |  |  |
| レ　浴槽水の換水および浴槽の清掃を毎日行うこと。（循環式浴槽または循環式浴槽以外の浴槽のうち常に原湯が浴槽に供給されているもので、かつ、原湯の一日当たりの供給量が浴槽の容量以上の量のものにあっては、一週間に一回以上、浴槽水の換水および浴槽の清掃を行うこと。） |  | － | － | － |  |  |
| ソ　浴槽水を循環させる場合にあっては、次の要件を満たすこと。  ・浴槽水を循環させるための配管にろ過器を設けること。  ・ろ過器の一時間当たりの処理能力が当該ろ過器を設置する浴槽の容量以上のものであること。  ・ろ過器の構造がろ材の洗浄または交換を容易に行うことができるものであること。  ・ろ過器およびそのろ材に付着した生物膜その他の汚物（以下「生物膜等」という。）を、一週間に一回以上、逆洗（湯または水を逆流させて、ろ過器の洗浄を行うことをいう。）その他の方法による洗浄および消毒を行うことによって除去すること。この場合において、洗浄を行ってもなおろ材に付着した生物膜等を除去することができなくなったときは、当該ろ材の交換を行うこと。  ・浴槽水を循環させるための配管に集毛器（毛髪等がろ過器に流入しないようにするための設備をいう。以下同じ。）を設けること。  ・集毛器の清掃を毎日行うこと。  ・浴槽水を循環させるための配管に付着した生物膜等を、一週間に一回以上、消毒を行うことによって除去すること。  ・浴槽水の消毒を塩素系薬剤による方法または塩素系薬剤による消毒の効果と同等の効果を有する方法を用いて行うこと。  ・浴槽水の消毒を薬剤を用いて行う場合にあっては、当該消毒用の薬剤の注入口または投入口を浴槽水がろ過器に流入する直前の位置に設けること。 |  | － | － | － |  |  |
| 浴槽水の消毒を薬剤を用いて行う場合であって当該消毒用の薬剤として塩素系薬剤を用いるときは、次の要件を満たすこと。  　ｉ　浴槽水中の遊離残留塩素濃度の測定を、毎日一回以上、定期的に行い、その記録を作成し、測定の日から三年間保存すること。  　ⅱ　浴槽水中の遊離残留塩素は、規則で定める濃度を保つこと。（※）  循環させた浴槽水を打たせ湯またはシャワーの用に供しないこと。 |  |  |  |  |  |  |
| ツ　原湯を貯留する槽について、生物膜等の付着の状況の点検を定期的に行い、生物膜等の付着を認めたときは、直ちに清掃および消毒を行うこと。 |  | － | － | － |  |  |
| ネ　回収槽（浴槽からあふれ出た湯または水を回収する槽であって、回収した湯または水を浴用に供することを目的とするものをいう。以下同じ。）を設ける場合にあっては、次の要件を満たすこと。  ・地下に埋設しないこと。  ・容易に清掃を行うことができる構造であること。  ・回収槽内の湯および水の消毒を行うことができる設備を設けること。  ・回収槽の清掃および消毒を定期的に行うとともに、回収槽内の湯および水の消毒を行うこと。 |  | － | － | － |  |  |
| ナ　気泡発生装置（浴槽水に気泡を発生させる設備をいう。以下同じ。）を使用する場合にあっては、当該気泡発生装置の空気の取入口が土ぼこりの入らない構造であること。 |  | － | － | － |  |  |
| ラ　浴槽水、原湯その他の規則で定める湯または水の水質が規則で定める水質基準に適合するものであること。（※） |  | － | － | － |  |  |
| ム　規則で定めるところにより浴槽水の水質検査を行い、その結果を三年間保存するとともに、入浴者の見やすい場所に掲示すること。 |  | － | － | － |  |  |
| ウ　公衆浴場ごとに、当該公衆浴場の業務に従事する者（以下「従業者」という）のうちから営業者の指示に従い当該公衆浴場の衛生管理を行う者（以下「衛生責任者」という。）を定めること。ただし、自らが衛生責任者となる場合は、この限りでない。 |  | － | － | － |  |  |
| ヰ　公衆浴場の衛生管理を行うための手引書を作成し、従業者にその内容を周知させること。 |  | － | － | － |  |  |
| ノ　公衆浴場の衛生管理を行うための点検表を作成し、衛生責任者に、その点検表に基づいて点検を行わせ、その点検の記録を作成させるとともに、その記録を点検の日から三年間保存すること（参考：衛生管理手引書【レジオネラ症発生防止対策】P２２）。 |  | － | － | － |  |  |
| 第４条　第２号（風紀の基準） | 普通  ４条 | 個室  ５－１ | サウナ  ５－２ | 家族  ５－３ | 休養  ５－４ | その他  ５－５ |
| イ　７歳以上の男女の混浴をさせない。 |  | － |  | － |  |  |
| ロ　風紀を乱すおそれのある文書、絵画、写真、物品を掲げ、または置かないこと |  |  |  |  |  |  |
| ハ　入浴者の出入口は、男女別に区別しその掲示をする |  | － | － | － |  |  |
| ニ　脱衣室、浴室、便所等は外から見通すことができない構造とすること。 |  |  |  |  |  |  |
| ホ　脱衣室および浴室は、男女別にし、その境界は隔壁を設け、相互に見通すことができない構造であること。 |  | － | － | － |  |  |
| ヘ　入浴者用便所は男女別に設けること。 |  | － | － | － |  | － |
| 第４条　第３号（熱気、蒸気等を使用して公衆を入浴させる設備（以下「熱気室等」という）の基準－サウナの基準） | 普通  ４条 | 個室  ５－１ | サウナ  ５－２ | 家族  ５－３ | 休養  ５－４ | その他  ５－５ |
| イ　熱気室等は男女別に設けること。 |  | － | － | － |  |  |
| ロ　熱気室等の床、壁、天井は、耐熱性の材料を用いること。 |  | － |  | － |  |  |
| ハ　熱気室等には掃除の際の水が完全に屋外に排出できる排水口を設けること。 |  | － |  | － |  |  |
| ニ　熱気室等の熱気等の放出口および放熱パイプは、入浴者の身体に直接接しない構造とし、熱気室等の入浴者が接するおそれのある箇所に金属部分がある場合は断熱材で覆う等の安全措置を講じること。 |  | － |  | － |  |  |
| ホ　熱気室等には給気口および排気口を適当な位置に設けること。 |  | － |  | － |  |  |
| ヘ　熱気室等には、温度調節設備を設けること。 |  | － |  | － |  |  |
| ト　熱気室等には、利用基準温度を表示し、温度計を備えるほか、必要に応じて湿度計を備えること。 |  | － |  | － |  |  |
| チ　熱気室等には、室内を容易に見渡せる窓を設けるとともに、入浴者の見やすい場所に非常用ブザー等の通報装置を設けること。 |  | － |  | － |  |  |
| リ　熱気室等の採光または照明は、床面で７５ルクス以上 |  | － |  | － |  |  |
| ヌ　入浴者の見やすい場所に熱気室等を使用するに当たっての注意事項を表示するとともに、入浴者が熱気室等を使用している間は、その安全に注意すること。 |  | － |  | － |  |  |
| 第４条　第４号　（屋外に浴槽を設ける場合－露天風呂） | 普通  ４条 | 個室  ５－１ | サウナ  ５－２ | 家族  ５－３ | 休養  ５－４ | その他  ５－５ |
| イ　浴槽水の適温保持。 |  | － |  | － |  |  |
| ロ　浴槽およびこれに附帯する通路その他の部分は、男女別に区分し、その境界には壁を設け相互に見通すことのできない構造とすること。 |  | － |  | － |  |  |
| ハ　浴槽およびこれに附帯する通路その他の部分は、屋外から見通すことのできない構造であること。 |  | － |  | － |  |  |
| ニ　屋外には洗い場を設けない。 |  | － |  | － |  |  |
| ホ　浴槽に附帯する通路その他の部分は、脱衣室または浴室から直接出入りできる構造とすること。 |  | － |  | － |  |  |
| ヘ　浴槽およびこれに附帯する通路その他の部分は十分な照度のあること。 |  | － |  | － |  |  |
| ト　浴槽水を循環させる方法、原湯を常時供給する方法その他の方法により、浴槽水中の浮遊物その他の汚物を除去すること。 |  |  |  | － |  |  |
| チ　屋外の浴槽水が屋内の浴槽に流入しない構造とすること。 |  | － |  |  |  |  |
| 第５条　第１号　（個室付き浴場） | 普通  ４条 | 個室  ５－１ | サウナ  ５－２ | 家族  ５－３ | 休養  ５－４ | その他  ５－５ |
| ロ　個室の数　　　　　　５室以上 | － |  | － | － | － | － |
| ハ　個室の面積　　９．９ｍ２以上 | － |  | － | － | － | － |
| ニ　出入口の扉の適当な位置に、内部を見通すことができる窓を設け、扉にはかぎをつけない。 | － |  | － | － | － | － |
| ホ　従業者に、風紀を乱すおそれのある服装または、行為をさせないこと。 | － |  | － |  | － | － |
| ヘ　入浴者に、風紀を乱し、またはそのおそれのある行為をさせないこと。 | － |  | － |  | － | － |
| ト　個室には、同時に２人以上の入浴者を入室させない。 | － |  | － | － | － | － |
| 第５条　第２号（熱気室等いわゆるサウナ） | 普通  ４条 | 個室  ５－１ | サウナ  ５－２ | 家族  ５－３ | 休養  ５－４ | その他  ５－５ |
| ロ　適当な面積の洗い場を設けること。 | － | － |  | － | － | － |
| ハ　脱衣室および休息室の面積　各１６．５ｍ２以上 | － | － |  | － | － | － |
| ニ　入浴者用便所を設けること。 | － | － |  | － | － | － |
| ホ　（男女別の設備を設ける場合）  （１）第４条第２号ハ、ホ、ヘの基準  （２）休息室は男女別、境界は隔壁を設け、相互にかつ屋外から見通すことができない構造  （３）男女別に区分されたそれぞれの更衣室および休息室の面積は、ハに規定する数値の１／２以上 | － | － |  | － | － | － |
| ヘ　（浴槽を設ける場合）  （１）浴槽水適温保持。  （２）第４条第１号レからノの基準  （３）洗い場での使用水および浴槽からあふれた水が浴槽内に流入しない措置を講じること。 | － | － |  | － | － | － |
| 第５条第３号（家族風呂）　※普通公衆浴場に併設 | 普通  ４条 | 個室  ５－１ | サウナ  ５－２ | 家族  ５－３ | 休養  ５－４ | その他  ５－５ |
| ロ　浴室の数　　　　　　２室以上 | － | － | － |  | － | － |
| ハ　浴室の面積　　　３．３ｍ２以上 | － | － | － |  | － | － |
| ニ　適当な面積の脱衣室の設置 | － | － | － |  | － | － |
| ホ　入浴者用便所の設置 | － | － | － |  | － | － |
| ヘ　洗い場での使用水、浴槽からあふれた水が浴槽内に流入しない措置を講じること。 | － | － | － |  | － | － |
| 第５条　第４号（保養休養のための施設）  　※いわゆるヘルスセンター | 普通  ４条 | 個室  ５－１ | サウナ  ５－２ | 家族  ５－３ | 休養  ５－４ | その他  ５－５ |
| ロ　脱衣室は男女別　面積　各１６．５ｍ２以上 | － | － | － | － |  | － |
| ハ　浴場内の休息室の面積　３３ｍ２以上 | － | － | － | － |  | － |
| 第５条　第５号（その他） | 普通  ４条 | 個室  ５－１ | サウナ  ５－２ | 家族  ５－３ | 休養  ５－４ | その他  ５－５ |
| ロ　適当な面積の脱衣室、洗い場および浴槽を男女別に設置 | － | － | － | － | － |  |
| ハ　入浴者用便所を設けること。 | － | － | － | － | － |  |
| ニ　洗い場での使用水、浴槽からあふれた水が浴槽内に流入しない措置を講じること。 | － | － | － | － | － |  |
| 基準条例施行規則　第２条 | 普通  ４条 | 個室  ５－１ | サウナ  ５－２ | 家族  ５－３ | 休養  ５－４ | その他  ５－５ |
| １　浴槽水は、常に満水の状態を保つこと。 |  | － |  | － |  |  |
| ２　脱衣室および浴室にくず入れおよび、使用済みかみそり入れの設置 |  |  |  |  |  |  |
| ３　タオル、くし、ヘアブラシその他入浴者の身体に直接使用される物の貸与不可（一人が使用するごとに消毒する場合除く） |  |  |  |  |  |  |
| ４　洗い場には適当な数の浴用容器および腰掛台の常備 |  |  |  |  |  |  |
| ５　便所は流水式手洗い設備の設置 |  |  |  |  |  |  |
| ６　浴槽の湯は、使用ごとに取り換えること | － |  | － |  | － | － |
| ７（電気浴器設置の場合）  　　電気設備に関する技術基準を定める省令（７７条）に規定する基準に適合すること。 |  |  |  |  |  |  |
| ８　（電気浴器設置の場合）  　　入浴者の見やすい場所に、入浴上の注意を掲示し、電気浴器の使用中は、入浴者の安全に注意すること。 |  |  |  |  |  |  |
| ９　入浴者の見やすい場所に、入浴するに当たっての注意事項を表示すること。 |  |  |  |  |  |  |
| １０（洗濯機を設置する場合）  　　専用の排水口を設けること。 |  |  |  |  |  |  |
| １１　（乾燥機を設置する場合）  　　水蒸気、燃焼ガス等を屋外に排出できる構造とすること　。 |  |  |  |  |  |  |
| １２　娯楽室、マッサージ室、アスレチック室等を設ける場合には、入浴施設と明確に区分すること。 |  |  |  |  |  |  |

※　福井県公衆浴場基準条例施行規則

|  |
| --- |
| （遊離残留塩素濃度）　第３条  　条例第四条第一号ソ（十）（ⅱ）の規則で定める濃度は、一リットル中に０．４ｍｇ程度とする。 |
| （水質基準）　第４条  　浴槽水、原湯、その他の規則で定める湯または水は次の各号に掲げるとおりとし、同号ラの規則で定める水質基準は次の各号に掲げる湯または水の区分に応じそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。 |
| 一　原水、原湯、上がり用湯および上がり用水イからヘまでに掲げる水質基準（温泉等を使用することにより、イからニまでに掲げる水質基準に適合させることが困難であると知事が認める場合にあって、かつ、公衆衛生上支障がないと知事が認める場合にあっては、ホおよびへに掲げる水質基準） |
| イ　色度　　　　　　　　　　　　　　　５度以下  ロ　濁度　　　　　　　　　　　　　　　２度以下  ハ　水素イオン濃度　　　　　　　　　　ｐｈ５．８～８．６まで  ニ　全有機炭素（TOC）または　　　　　 ＴＯＣ：３mg/L以下  過マンガン酸カリウム消費量　　　　過マンガン酸カリウム消費量；１０mg/L以下  ホ　大腸菌　　　　　　　　　　　　　　検出されないこと  ヘ　レジオネラ属菌　　　　　　　　　　１００ミリリットル中に１０CFU未満 |
| 二　浴槽水　イからニまでに掲げる水質基準（温泉、薬湯等を使用することにより、イおよびロに掲げる水質基準に適合させることが困難であると知事が認める場合であって、かつ、公衆衛生上支障がないと知事が認める場合にあっては、ハおよびニに掲げる水質基準） |
| イ　濁度　　　　　　　　　　　　　　５度以下  ロ　全有機炭素（TOC）または　　　 ＴＯＣ：８mg/L以下  過マンガン酸カリウム消費量　　過マンガン酸カリウム消費量；２５mg/L以下  ハ　大腸菌群　　　　　　　　　　　　１ミリリットル中に１個以下  ニ　レジオネラ属菌　　　　　　　　　１００ミリリットル中に１０CFU未満 |
| 三　飲料水の水質基準 |
| 水道法第４条に規定する基準 |

|  |  |
| --- | --- |
| （水質検査）第５条  　次の表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる頻度で行うものとする。 | |
| 浴槽の区分 | 頻度 |
| 一　循環式浴槽以外の浴槽 | 一年に一回以上 |
| 二　循環式浴槽 |  |
| １　毎日換水が行われるもの | 一年に一回以上 |
| ２　１以外のもの |  |
| 一　塩素系薬剤による方法により消毒を行うもの | 六月に一回以上（気泡発生装置を使用する浴槽に係るレジオネラ属菌の水質基準の水質検査にあっては、三月に一回以上） |
| ニ　塩素系薬剤による方法以外の方法により消毒をおこなうもの | 三月に一回以上 |